

## 第4章 災害復旧計画

### 第1節 地域の復旧・復興

【実施担当部署】各課共通

#### 第1項 産業・施設・住宅の被害報告

市は、災害復旧のため、中小企業、公共施設、文教関係施設の施設調査を行い、県に報告します。また、岐阜県地域防災計画に基づき災者の住宅対策に関連し、市本部税務班は、「住宅災害確定報告」を実施します。

#### 第2項 復興計画の策定・推進

##### 1 基本方向の決定

市は、被災の状況、地域の特性、関係公共施設管理者の意向等を勘案しつつ、迅速な原状復旧を目指すか、又は更に災害に強いまちづくり等の中長期的課題の解決を図る計画的復興を目指すかについて早急に検討し、復旧・復興の基本方針や目標等を具体的に定め、必要に応じて、速やかに復興計画を策定します。

復興計画の策定に当たっては、地域コミュニティの維持・再構築に配慮するとともに、市民の意向を十分に反映します。また、様々な立場の人々の意見を取り入れるため、復旧・復興のあらゆる場への女性や要配慮者の参画を推進します。

##### 2 復興推進体制の確立

市及びその他防災関係機関は、あらかじめ定めた物資、資材の調達計画及び人材の広域応援等に関する計画を活用しつつ災害復旧・復興対策体制の整備を図るとともに、被災施設の復旧事業を迅速かつ円滑に実施・支援します。また、市は、災害復旧・復興対策の推進のため、必要に応じ、国、他の地方公共団体等に対して、職員の派遣等の協力を求めます。

##### 3 計画の市民への周知

復興計画を策定した場合は、市民に対して、計画内容の周知・情報提供を行います。

#### 第3項 公共施設等の復旧

##### 1 災害復旧事業計画の策定

公共施設等の管理者は、被災した土木、農業、その他公共施設等について、応急復旧等による臨時的措置を講じた後、被害の原因、被災の程度、その他の条件を十分に調査・分析し、実情に即した災害復旧事業計画を策定します。災害復旧事業計画には、被災施設の原形復旧に加えて、災害の再発を防止する上で必要な施設の新設又は改良等の計画を組み入れます。

被災した学校施設等の復興を行う場合は、学校の復興とまちづくりを連携させ、安心・安全な立地場所の確保、施設の防災対策の強化、地域コミュニティの拠点形成を図ります。

##### 2 災害復旧事業の実施

公共施設等の管理者は、被災の程度、復旧の難易度等を勘案し、復旧効果の高いものからの優先的に事業を実施します。ライフライン、交通輸送等の関係機関は、復旧にあたり、可能な限り地区別の復旧予定時期を明示します。

また、関係機関の応援協力を得て、災害復旧工事等に必要な技術者等を確保します。なお、事業の実施に当たっては、暴力団排除活動の徹底に努めます。

#### 第4項 激甚災害に関する対応計画

災害が甚大かつ広範囲に及ぶ場合、早急な復旧を図るためには、多方面に及ぶ国の支援が不可欠です。そのため、市は、「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」（昭和37年法律第150号）に基づく激甚災害の早期指定を受けるため、早急な被害情報の収集や早期指定に向けた国への働きかけを行います。また、市は市域内の被害状況の収集に努め、県が行う調査に協力します。

#### 第5項 その他の対策

##### 1 原子力災害に関わる各種制限措置の解除

市は、県から各種制限措置の解除の指示があったときは、特別の理由のない限り、原子力災害等応急対策として実施された各種制限措置を解除します。

##### 2 事故災害の再発防止対策の実施

道路管理者や関係事業者は、事故災害の発生後、市、警察等の協力を得て、事故災害発生の直接又は間接要因について調査を進め、事実の整理を行うとともに、徹底的な原因究明に努めます。同時に、必要に応じ、専門家等による実験を含む総合的な調査研究を実施します。調査・研究の成果は、速やかに、安全対策に反映させ、必要な場合は施設・設備の改善を図り、同種の事故災害の再発防止を図ります。

##### 3 林野火災後の二次災害の防止活動

林野火災により流域が荒廃すると、その地域の下流部では、降雨等による土石流等の二次災害が発生するおそれがあるため、治山事業を県に要請します。

## 第2節 産業の復興

### 第1項 産業復興の支援

【実施担当部署】農林課 商工課

#### 1 リ災中小企業の振興

商工班は、リ災中小企業の被害の状況、再建に必要な資金需要等の的確な把握に努め、被害の規模に応じて必要な措置を講じます。また、市は、県、その他関係機関との連携を保ちながら、災害復旧貸付等により、運転資金、設備復旧資金の低利融資等の対策を行い、リ災中小企業の自立を支援します。

#### 2 農林業関係者の支援

農林班は、農林業関係者について、災害の規模等に応じて必要な措置を講じます。また、県、その他関係機関との連携を保ちながら、農林業施設等の災害復旧資金及び被災農林業者の経営維持安定に必要な資金について、株式会社日本政策金融公庫から円滑な貸付が行われるよう支援します。

#### 3 地場産業等の復興

市は、地場産業、商店街の復興に配慮するとともに、内外経済の潮流を踏まえ、成長産業のための基盤整備等により、地域が自立的発展の道を進めるよう経済復興対策を講じます。

#### 4 原子力災害等に関する風評被害等の影響の軽減

市は、報道機関の協力を得ながら的確な情報を提供することにより、原子力災害等による風評被害等の未然防止又は影響の軽減を図ります。万一、風評被害が発生した場合は、広報活動を強化するとともに、農林水産業対策・観光対策等の施策上も十分な配慮を行い、農林水産物、地場産業の商品等の適正な流通の促進や観光振興を図ります。

## 第2項 事業資金等融資計画

【実施担当部署】農林課 商工課

#### 1 商工業者に対する災害融資計画

被災商工業者の早期復興を図るため、商工班は、政府関係金融機関及び民間金融機関に対し、災害融資についての連絡を行います。また、県計画に定める一般金融、県費預託、保証助成に関し、斡旋を行います。

#### 2 融資相談所の開設

被災産業復興等のために事業資金の融資を希望する者が多数ある場合、商工班は、関係各班と相互に連絡をとるとともに、商工会議所、農業協同組合及び金融機関と協議した上で、融資相談所を共同で開設します。

#### 3 融資相談所の役割

融資相談所では、資金の融資の斡旋について相談に応じるとともに、融資希望者のとりま

とめを行います。融資希望者のとりまとめた場合、関係各班は、岐阜県地域防災計画に従って融資希望状況を報告します。

### 第3節 り災者の支援

【実施担当部署】各課共通

#### 第1項 り災者の生活支援

##### 1 生活必需物資、復旧資材等の供給確保

生活必需物資、復旧資材等の需給・価格動向を把握するとともに、事業者等に対する供給体制の確保、在庫の放出、適正価格での供給等の行政指導を通じて、物価の高騰、買い占め、売り惜しみを防止し、物価の安定を図ります。

##### 2 住宅対策

市は、り災者の恒及的な住宅確保支援策として、必要に応じて、災害公営住宅等の建設、公営住宅等への特定入居等を行います。また、復興過程におけるり災者については、仮設住宅等を提供したり、公営等の空き家を活用したりして、住宅の維持を支援します。

##### 3 生活の再建支援

市は、被災建築物の応急危険度判定調査、被災宅地危険度判定調査、住家被害認定調査など、住宅に関する各種調査が個別の目的を有していることを踏まえ、それぞれの調査の必要性や実施時期の違い、民間の保険損害調査との違い等について、被災者に明確に説明します。

##### 4 生活相談

市は、り災者の自立のための援助・助成措置についでり災者に広く広報するとともに、総合的な相談所・相談窓口等を設置し、各種相談に応じたり、苦情又は要望事項を聴取したりします。必要に応じて、その内容を関係機関に連絡し、解決を図ります。

また、他市町村に避難したり災者に対しても、関係自治体が協力し合うことにより、必要な情報や支援・サービスを提供します。

##### 5 職業の斡旋

り災者への職業の斡旋については、県に対する要請措置等、必要な計画を策定します。また、市は、即効性のある臨時的な雇用創出策と中長期の安定的な雇用創出策を組み合わせ、り災者の働く場の確保に努めます。

##### 6 原子力災害時の環境放射線モニタリングの実施と除染作業への協力

環境班は、原子力緊急事態解除宣言後、環境放射線モニタリングの実施について関係機関及び原子力事業者と協力し、その結果を速やかに公表します。

また、市は、国、県、原子力事業者、その他関係機関と協力し、放射性物質による環境汚染への適切な対処に努めます。

## 第2項 り災者に対する支援制度

### 1 市長見舞金等の支給

災害により被害を受けた場合は、「瑞浪市災害見舞金等の支給及び住宅等復旧改善資金利子助成条例」(昭和50年条例第32号)に基づいて見舞金を支給します。また、「瑞浪市災害弔慰金の支給等に関する条例」(昭和49年条例第25号)に基づき、災害により死亡した市民の遺族には災害弔慰金が、災害により精神又は身体に著しい障害を受けた市民には災害障害見舞金が支給されるとともに、被害を受けた世帯に対して災害援護資金の貸付けが行われます。

### 2 被災者生活再建支援金の支給

自然災害によって被災者生活再建支援法による被災者生活再建支援金(以下「支援金」という。)の支給の必要が生じたときは、市は、支援金支給のための事務を迅速に行います。市は、住宅被害の認定を行うとともに、り災者への支援金の支給申請に必要なり災証明書等必要書類の発行、制度の説明、り災者からの申請書等の受付、県への書類送付等を行います。

### 3 生活保護法の適用

災害により生活に困窮し、生活保護法(昭和25年法律第144号)による保護が必要な世帯が生じた場合、社会福祉班は、民生委員・児童委員と連絡を密にし、速やかに保護の要否を決定します。保護の決定にあたっては、特に災害救助法による救助実施期間及び程度、内容との関係に十分留意します。

### 4 租税の徴収猶予及び減免

税務班は、り災者に対し、市税の徴収猶予及び減免等の納税緩和措置を実施します。

## 第3項 その他のり災者支援策

### 1 要保護児童への措置

社会福祉班及び学校教育班は、災害において保育に欠ける児童があるときは、速やかに保育所に入所させ保育を行います。また、災害による死亡等により保護者を失った児童があるときは、親族による養育をさぐるとともに、県子ども相談センターと連携し、児童養護施設等に保護します。

### 2 障がい者への対策

避難所や在宅の障害者に対し、次のような対策に努めます。

- 文字放送テレビ、ファクシミリ等障害者に対する情報提供体制の確保、手話通訳者の派遣
- 車椅子、障害者用携帯便器等障害の状態に応じた機器や物資等の供給
- ガイドヘルパー等障害者のニーズに応じたマンパワーの派遣

### 3 原子力災害時の健康相談体制の整備

原子力事業者は、核燃料物質等の事業所外運搬に係る被害について、相談窓口を設置する等、被災者への対応のための必要な体制を整備します。

市は、国及び県とともに原子力災害等の発生場所付近に居住する市民等に対する心身の健康に関する相談に応じるため、一般の健康診断窓口において相談に応じるほか、必要に応じ災害応急対策として設置した総合相談窓口を継続する等必要な相談体制を維持します。